

## 日本機械学会九州学生会規約

当学生会に関する規定は、日本機械学会学生会通則に定めるほか、本規約の定めるところによる。

第1条 当学生会は、日本機械学会九州学生会という。

第2条 学生会の事務局は、日本機械学会九州支部におく。

第3条 学生会の会期は、1年を1期とし、1期を4月～9月、10月～3月の2半期に分ける。

第4条 会員校の資格は、九州各県(福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)に所在する大学、大学校および高等専門学校で、かつ学生員5名以上在籍する学校とし、当学生会に申込み幹事校会および九州支部幹事会の承認を得るものとする。

会員校は原則として1学部または、1学校を1つの組織とする。

第5条 会員校には顧問1名、運営委員2名をおく。ただし運営委員は必要に応じこれを増員することができる。

顧問は機械工学に関係ある学科の教員が当るものとする。ただし必要に応じてその実務を担当する教職員を依頼することができる。運営委員は学生員中より互選し、顧問の承認を受けその会員校の代表として学生会の会合に出席する。

顧問および運営委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

第6条 学生会には次の役員校をおく。

(1)委員長校 1校 (2)幹事校 3校 (うち1校 委員長校)

1.幹事校は総会において会員校の中から会員校の互選により定める。幹事校の任期は2半期とする。

2.委員長校は学生会会務を統轄し、幹事校会の議長となる。幹事校は幹事校会に出席し、会務を決定する。九州支部学生会担当幹事は幹事校会に出席するものとする。

第7条 総会は幹事校会の議決を得て委員長校が召集する。総会は会員校の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。総会の議事は、出席会員校の3分の2以上の賛成を要し、担当幹事の承認を必要とする。定例総会は原則として毎年4月に1回開催する。

第8条 幹事校会は原則として毎年4回開催するものとする。幹事校会は幹事校の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。幹事校会の議決は出席幹事校の3分の2以上の賛成を要し、さらに担当幹事の承認を必要とする。

第9条 幹事校は毎期首にその年度の事業計画および収支予算書を作成し、担当幹事を経て九州支部幹事会の承認を受けなければならない。

第10条 委員長校は総会に事業ならびに会計報告を行い、承認を得なければならない。また下半期の委員長校は2月中に当年度(前年3月～2月)の事業ならびに会計報告を支部幹事会の承認を得て会長に提出しなければならない。

第11条 この規約を変更しようとするときは、総会において出席会員校の4分の3以上の賛成を得ることを要し、かつ支部幹事会および本部理事会の承認を得なければならない。

### 付 則

この規約は1970年10月18日から施行する。

この規約は1973年7月3日より一部改正の上施行する。

この規約は1988年10月4日より一部改正の上施行する。

この規約は1992年7月7日より一部改正の上施行する。

この規約は2012年7月7日より一部改正の上施行する。

この規約は2013年3月6日より一部改正の上施行する。

一般社団法人 日本機械学会九州学生会  
〒819-0395 福岡市西区元岡 744 番地  
九州大学大学院工学研究院機械工学部門内  
TEL (092)802-3257  
FAX (092)802-0007